

大正十二年内務省・鉄道省令

軌道法施行規則
軌道法施行規則左ノ通定ム

第一條 軌道ノ特許申請書ニハ次ノ書類及図面ヲ添付スベシ
一 起業目論見書
二 線路予測図
三 建設費概算書（第一号様式）
四 運輸事業ノ収支概算書（第二号様式）
五 会社ヲ設立セムタルモノニ在リテハ定款ノ謄本

既設会社ニ在リテハ軌道ノ営業ノ目的トスルモノヲ除クノ外定款及登記事項証明書

公共団体ニ在リテハ軌道經營ニ関スル決議要領書

軌道ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ其ノ事由書ヲ前項申請書ニ添付スベシ

起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 目的（旅客運送、荷物運送ノ別）
二 商号又ハ名称、主タル事務所ノ設置地
三 軌道事業ニ要スル資金ノ額及其ノ出資方法
四 線路ノ起終点及併用軌道ノ始終点ノ地名、地番並其ノ経過市町村名
五 軌道ヲ敷設ヘキ道路ノ種類毎ノ延長、一般幅員及計画幅員
六 線路ノ延長及単線、複線等ノ別
七 軌間及車両ノ最大幅員
八 動力

第三条 線路予測図ハ縮尺二万五千分一以上ノ平面図トシ線路ノ経過市町村名、地形、一秆毎及單線複線等ノ分界点ノ秆程、道路ノ種類並沿線人家連檐ノ状況ヲ記シ縮尺、方位ヲ示スヘシ

第四条 刪除
第五条 所管地方運輸局長ハ特許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添へ之ヲ国土交通大臣ニ送付
スペシ此ノ場合ニ於テハ特許ノ許否ニ關スル意見ヲ附スコトヲ得
一 申請者ノ資産及信用程度
二 事業ノ成否
三 事業ノ効果
四 道路管理者ノ意見
五 他ノ鉄道、軌道、索道又ハ自動車等（未開業ノモノヲ含ム）ニ及ホス影響
六 他ノ鉄道、軌道、索道又ハ自動車等ノ競顧アルトキハ其ノ名称、区間、申請者名及申請書ノ受付年月日
第六条 起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲タル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル
第七条 工事施行認可申請書ニハ次ノ書類及図面ヲ添付スベシ
一 線路実測図
二 平面図
三 工事方法書
四 建設費予算書（第三号様式）
五 特許ヲ受ケタル者会社ノ発起人ナルトキハ定款及会社設立ノ登記事項証明書
第八条 線路実測図ハ次項ニ規定スルモノヲ除クノ外左ノ三種トス

一 線路ノ中心線ニハ二百米毎ニ曲線ヲ記シ曲線ノ半径、交角、停留場ノ位置及名称ヲ記スヘシ
心線、線路ノ单線複線等ノ分界点ノ秆程、道路水路等ノ附換、人家連檐又ハ連接スヘキ箇所、行政区画ノ境界、縮尺及方位ヲ示スヘシ
線路ノ中心線ニハ二百米毎ニ曲線ノ半径、交角、停留場ノ位置及名称ヲ記スヘシ

二 縦断面図

縮尺ハ横平面図ト同一、縦二百分一以上トシ中心線ノ地盤高及施工基面高ヲ二十米毎ニ記シ
隧道ノ長、橋梁溝橋ノ長、停車場ノ名称、交通頻繁ナル踏切道及線路ノ勾配ヲ記シ縮尺ヲ示スヘシ

新設軌道ト併用軌道ト交互ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ノ線路実測図ハ左ノ二種トス

一 平面図
二 縦断面図
三 軌道ヲ敷設スル道路ノ横断定規図
軌道ノ中心、車道歩道ノ区別、横断勾配、路上建設物ノ位置、車体外有効幅員ヲ記スヘシ
新設軌道ト併用軌道ト交差ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ノ線路実測図ハ左ノ二種トス

一 平面図
二 縦断面図

縮尺ハ二千五百分ノ一以上トシ線路ノ左右各二百米以内ノ地勢、市街、村落、社寺、名勝、旧跡、公園、道路、鉄道、軌道、索道、山岳、河川氾濫地域ヲ記載スルコト運河、港湾等ヲ記シ都、府、県、郡、市、町、村ノ境界及方位ヲ示シ線路ニ關シ左ノ事項ヲ記スヘシ

二 縦断面図

縮尺ハ横平面図ト同一ニシテ高ハ四百分ノ一以上トシ他ノ鉄道、軌道、索道又ハ道路ト交叉スルコトキハ交叉位置、交叉位置ノ秆程及交叉スル鉄道、軌道若ハ索道ノ名称又ハ道路ノ種類ヲ示シ線路ニ關シ左ノ事項ヲ記スベシ

三 縦断面図

線路中心線ノ距離更正点、距離更正点ノ秆程及更正距離

四 縦断面図

線路中心線ノ円曲線ノ始終点、始終点ノ秆程、半径、交角、切線長及曲線長

五 縦断面図

軌道中心線ノ円曲線ノ始終点、半径及曲線長並緩和曲線ノ始終点及曲線長

六 縦断面図

線路中心線（線路ガ同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ勾配、勾配変更点及勾配変更点ノ秆程

七 縦断面図

線路中心線ノ距離更正点、距離更正点ノ秆程及更正距離

八 縦断面図

橋梁（溝橋ヲ含ム以下同ジ）名称、中心秆程（高架橋ニ在リテハ始端ノ秆程）及長ヲ記載スルコト

九 縦断面図

（リ）隧道、雪覆等名称、長、始端ノ秆程及待避所ノ位置並換氣設備又ハ排水設備ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ位置、名称及秆程ヲ記載スルコト

十 縦断面図

（イ）線路中心線（線路ガ同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ地盤及施工基面ノ高並築堤ノ高、切取ノ深又ハ地下式構造ヲ有スル軌道ノ土被二十米毎ニ記載スルコト

十一 縦断面図

（ロ）線路中心線ノ距離更正点、距離更正点ノ秆程及更正距離

十二 縦断面図

（ハ）線路中心線ノ百米毎ノ記号及一秆毎ノ秆程

十三 縦断面図

（ホ）線路中心線（線路ガ同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ勾配、勾配変更点ノ秆程及勾配変更点ノ施工基面ノ高

十四 縦断面図

（ヘ）線路中心線（線路ガ同一施工基面上ニナキ場合ニ於テハ軌道中心線）ノ縦曲線ノ半径、曲線長及二十米毎ノ縦距

十五 縦断面図

（ト）停留場ノ位置及名称

- (チ) 橋梁名称、中心軒程（高架橋ニ在リテハ始端ノ軒程）及長並架道橋ニ在リテハ桁ノ下端力
ヲ路面迄ノ最小間隔ヲ記載スルコト
- (リ) 隧道、雪覆等名称、長及始端ノ軒程並換気設備又ハ排水設備ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ
位置、名称及軒程ヲ記載スルコト
- (ヌ) 踏切道ノ位置、名称、中心軒程及種別
- (ル) 伏穂類種別、内径及列数ヲ記載スルコト
- 第九条** 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 動力
軌間
- 二 単線、複線等ノ別
- 三 軌道中心間隔
- 四 最小曲線半径及最急勾配
- 五 土工定規（新設軌道ニ限ル）第三号ノ二様式ニ依ル図面添附
- 六 線路施工基面ノ幅築堤、切取等ヲ区別シ側溝ヲ除キタル幅ヲ記載スルコト
- 七 土留壁及土留擁壁（新設軌道ニ限ル）構造、材質及構造寸法ヲ使用箇所ヲ記載シタル図面ニ
依リ明示シ土留擁壁ニ在リテハ安定度表（築堤部ノモノニ在リテハ安定度表、応力表及許容応
力度表）添附
- 八 橋梁橋梁一般図並不静定構造ノ橋梁ニ在リテハ荷重配置図、応力図、応力表及許容応力度表
添附
- 九 駅構造橋台、橋脚及基礎ニ付材質及構造ノ別ヲ記載スルコト
- 十 軌道構造
- (イ) 橋梁ノ所定動荷重、桁ノ最大応力、許容応力度及最大撓、支承ノ強度並橋台、橋脚、基礎
及桁ノ安定度第三号ノ三様式ニ依ル図表添附
- (ロ) 重要ナル架橋河川ノ平水位、最高水位及最高水位ト桁ノ下端トノ距離
- (イ) 下部構造ノ各部上部構造ニ付テハ材質及構造寸法ヲ示ス設計図並不静定構造ノモノニ在リテ
ハ荷重配置図、応力図、応力表及許容応力度表ヲ添附スベシ但シ標準設計ヲ定メ之ヲ適用ス
ベキ箇所ヲ示シタルモノニ付テハ當該標準設計ニ係ル図表ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- (ロ) 施行断面施行断面ノ異ル毎二構造、材質及構造寸法ヲ使用区間ヲ記載シタル図面ニ依リ明
示シ荷重配置図、応力図、応力表及許容応力度表添附
- (ロ) 坑門材質及構造寸法ヲ図面ニ依リ明示スルコト
- (イ) 軌条ノ重量重量ノ異ル軌条ヲ使用スルトキハ各軌条ノ使用区間ヲ明示スルコト
- (ロ) 軌条及附属品ノ材質及形状軌条又ハ附属品ノ異ル毎ニ形狀寸法ヲ明示スル図面添附但シ日
本産業規格ニ該当スルモノヲ使用スル場合ニ於テハ日本産業規格部門記号、番号及種類ヲ明
示シ図面ノ添附ヲ省略スルコトヲ得
- (八) 分岐器及交叉ノ構造転轍器ニ在リテハ重錐取柄式又ハ自動弾機式等ノ別、轍又ニ在リテハ
番数ヲ記シ転轍器尖端軌条ノ開キ並轍又翼軌条及護輪軌条ノ間隔等各部ノ寸法ヲ詳記セル
面添附
- 十一 中心軒程及換算中心軒程平面図（縮尺五百分ノ一以上）ニ依リ明示スルコト
- (イ) 建造物等本屋、待合所、出札所、改札所、貨物庫、車庫、乗降場、貨物積卸場、常置信号
機、信号扱所、旅客上屋、貨物上屋、跨線橋、地下道其ノ他ノ通路及給油設備ノ位置、乗降
場及貨物積卸場ノ長及幅並通路ノ幅ヲ平面図（縮尺五百分ノ一以上）ニ依リ明示シ上屋及跨
線橋ニ付テハ材質及構造寸法ヲ示ス設計図添附
- (ハ) 配線及用地境界線路ノ配線及勾配、本線路ノ軌道中心線ノ円曲線ノ半径、軌道中心間隔、
車両接触限界標、線路有効長、分岐器及交叉ノ番数、転轍器ノ種別、車止並用地境界ヲ平面
図（縮尺五百分ノ一以上）ニ依リ明示スルコト
- (イ) 軌道ト乗降場及貨物積卸場トノ関係横断面図ニ依リ明示スルコト
- (ロ) 車庫及車両検査修繕施設（新設軌道ト併用軌道ト交互ニ存スル線区ニ於ケル新設軌道以外
ノ新設軌道ニ限ル）
- (ハ) 中心軒程平面図（縮尺五百分ノ一以上）ニ依リ明示スルコト
- (イ) 建造物等建物、検査場、作業場、検査修繕坑、常置信号機、トラバーサー、クレーン、カ
ーリフター、車輪旋盤其ノ他ノ機械設備、車両洗浄設備及給油設備ノ位置並建物、検査場、
作業場及検査修繕坑ノ長及幅ヲ平面図（縮尺五百分ノ一以上）ニ依リ明示スルコト
- (ロ) 配線及用地境界線路ノ配線及勾配、軌道中心間隔、車両接触限界標、線路有効長、
ノ種別、車止並用地境界ヲ平面図（縮尺五百分ノ一以上）ニ依リ明示スルコト
- (ハ) 車両留置ノ能力又ハ検査ノ種類毎ノ能力
- (イ) 車両留置ノ能力又ハ検査ノ種類毎ノ大要
- (ロ) 檢査又ハ修繕ヲ委託スル場合ハ其ノ大要
- (ハ) 踏切ノ構造図面ニ依リ明示スルコト
- (イ) 他ノ鉄道又ハ軌道トノ交叉方法交叉設計図ヲ添附スルコト
- (ロ) 踏切道ノ保安設備保安設備ノ工事方法ヲ第三号ノ四様式ニ依リ示シ保安設備ノ動作結線図
(踏切道ノ平面略図ヲ含ム) 及構造図並踏切道ノ交通量調査表（第三号ノ五様式）添附
- (イ) 信号保安設備
- (ロ) 閉塞方式種類及使用区間ヲ記載シ装置ノ動作結線図ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト
- (ハ) 常置信号機種類及箇数ヲ記載シ設置位置ヲ明示スル図面及構造寸法ノ異ル毎ニ構造寸法ヲ
明示スル図面ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト
- (イ) 車内信号機信号表示ノ方式及種類、信号表示区間数ヲ記載シ信号表示区間ノ始端ノ位置ヲ
明示スル図面、信号表示ノ展開図並構造寸法及配置位置ヲ明示スル図面ヲ添附シ作用ヲ説明
スルコト
- (ロ) 自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ地上設備動作結線図、常置信号機又ハ車内信号
機トノ関連図並設置位置及構造寸法ヲ明示スル図面ヲ添附シ作用ヲ説明スルコト
- (本) 一種類
一 使用区間

- 第十一條** 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第八条ノ規定ニ準シ線路実測図（新旧対照図添付）ヲ、工事方法書ノ記載事項（第九条第一項第十七号及同条第二項第六号ニ掲グル事項ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第九条ノ規定ニ準シ変更セムトスル事項ニ関スル工事方法書（停留場ノ変更ニ在リテハ新旧対照図添付）ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項各号及第二項各号ニ掲ガル事項ニ在リテハ都道府県知事）ニ提出スペシ前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二条** 削除
- 第十二条** 線路及工事方法書ニ記載シタル事項ノ変更ニシテ左ニ掲グルモノハ第十二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ理由ヲ具シ新旧ヲ対照シ都道府県知事ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル
- 一 停留場ノ名称変更
- 二 保安通信設備（列車無線通信設備ヲ除ク）ノ変更
- 三 発電所ノ変更
- 四 変電所、開閉所及配電所ニ於ケル機械器具配置、接地系統及受電用遮断器ノ変更並遠隔制御方式ノ制御線ノ種類ノ変更
- 五 第九条第二項第七号ニ掲グル事項ノ変更
- 六 電車線路ノ補助線及軌条ボンドノ種類及太さノ変更
- 前項ニ規定スルモノヲ除クノ外新設軌道ニ係る線路及工事方法書ニ記載シタル事項ノ変更ニシテ左ニ掲グルモノハ第十二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ理由ヲ具シ新旧ヲ対照シ都道府県知事ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル但シ第十四号乃至第十八号ニ在リテハ毎年六月及十二月末日現在ニ依リ翌年十五日迄ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル
- 一 線路中心線ノ変更ガ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ左右各二十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ各百米以内ナルトキ図面添附
- 二 軌道中心線ノ曲線ノ半径ヲ変更シテ之ヲ長カラシムルトキ又ハ軌間七百六十二耗以下ノモノニ在リテハ百六十米迄其ノ他ノモノニ在リテハ二百四十米迄之ヲ短縮スルトキ図面添附
- 三 最小曲線半径ヲ変更シテ之ヲ長カラシムルトキ
- 一 施工基面ノ高ノ変更ガ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ千耗以内其ノ他ノ地ニ在リテハ三千耗以内ナルトキ図面添附
- 五 線路中心線又ハ軌道中心線ノ勾配ヲ変更シテ之ヲ緩ナラシムルトキ
- ノニ在リテハ千分ノ二十五迄其ノ他ノモノニ在リテハ千分ノ十七迄之ヲ急ナラシムルトキ図面添附
- 六 最急勾配ヲ変更シテ之ヲ緩ナラシムルトキ
- 七 線路中心線又ハ軌道中心線ノ縦曲線ノ半径ヲ変更シテ之ヲ長カラシムルトキ図面添附
- 八 停留場（信号所ヲ除ク）ノ中心軌程ノ変更ガ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ二十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ナルトキ図面添附
- 九 信号所ノ新設又ハ位置変更図面添附
- 十 車庫及車両検査修繕施設ノ新設
- 十一 車庫ノ位置、名称及車両留置ノ能力並車両検査修繕施設ノ位置、検査ノ能力及検査又ハ修繕ヲ委託スル場合ノ大要ノ変更
- 十二 高三米未満ノ土留壁及土留擁壁ノ変更ニシテ変更後ノ高ガ三米未満ノモノ図面添附
- 十三 高三米未満ノ築堤及切取ノ変更ニシテ変更後ノ高ガ三米未満ノモノニ伴フ人ニ対スル危害ノ防止方法ノ変更
- 十四 踏切道ノ変更
- 十五 伏穂類ノ変更
- 十六 橋梁及隧道、雪覆等ノ名称変更、橋梁及隧道、雪覆等ノ廃止並認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル橋梁及隧道、雪覆等ノ新設又ハ伸縮図面添附

- 第十七条** 停留場ニ於ケル建造物等（乗降場及常置信号機ヲ除ク）及配線ノ変更信号所以外ノ停留場ニ於テ軌轍器ヲ設置又ハ除去スル場合ニシテ車両運行ニ常用セザル亘リ線ノ新設又ハ廃止ニ依ルトキ以外ノトキヲ除ク並用地境界ノ変更図面添附
- 十八 車庫及車両検査修繕施設ニ於ケル建造物等（常置信号機ヲ除ク）、配線及用地境界ノ変更号表示区間ヲ除ク）ノ区間数及区間ノ始端ノ位置変更並之ニ伴フ自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ地上設備ノ箇数及設置位置変更
- 十九 踏切道ノ保安設備ノ変更（制御方式ノ変更ヲ除ク）図面添附
- 二十 常置信号機（場内信号機ヲ除ク）ノ箇数及設置位置変更、信号表示区間（軌轍器ノ設備アール停留場、信号所又ハ閉塞区間ノ境界点ナル軌轍器ノ設備ナキ停留場ニ列車ヲ進入サセル信号表示区間ヲ除ク）ノ区間数及区間ノ始端ノ位置変更並之ニ伴フ自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ地上設備ノ箇数及設置位置変更
- 二十一 送電線路（軌道専用敷地内ニ施設スルモノヲ除ク）ノ変更
- 二十二 電車線路ニ於ケル支持物ノ柱間距離ノ平均距離ノ変更及最大距離ノ短縮
- 二十三 認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル伸縮接手、アンカーリング及エンドアプローチノ新設又ハ位置変更
- 第十三条** 洪水氾濫地域ニ於ケル線路及橋梁ノ変更ニ付テハ第十二条ノ規定ニ適用ヲ妨げズ都道府県知事左ノ事項ノ工事ニ付竣工ノ届出ヲ受ケタルトキハ保安上支障ノ有無ヲ検査スルコトヲ要ス
- 一 運輸開始前ニ在リテハ左ノ事項
- (イ) 餌電用変電所、開閉所（軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク）及配電所ノ原動機、発電機、廻転交流機、整流機、主変圧器（受電用変圧器ヲ除ク）及遠隔制御装置
- (ロ) 送電線路（軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク）、配電線路及餌電線路
- 二 電車線路
- (イ) 運輸開始後ニ在リテハ左ノ事項但シ（イ）乃至（ヘ）ニ在リテハ新設軌道ト併用軌道ト交互存スル線区ニ於ケル新設軌道以外ノ新設軌道ニ限ル
- (ロ) 線路中心線ノ重要ナル変更
- 三 本線路ノ増設
- 一 橋梁及隧道ノ重要ナル変更並本線路ノ高架化又ハ地下化
- 二 転轍器ノ設備アル停留場及旅客ノ乗降又ハ乗換多キ停留場ノ新設又ハ重要ナル変更
- 三 信号保安設備ノ重要ナル変更
- 四 餌電用変電所、開閉所（軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク）及配電所ノ原動機、発電機、廻転交流機、整流機、主変圧器（受電用変圧器ヲ除ク）及遠隔制御装置ノ重要ナル変更
- 五 送電線路（軌道専用敷地外ニ施設スルモノヲ除ク）、配電線路及餌電線路ノ重要ナル変更
- 六 電車線路ノ重要ナル変更
- 七 形式四輪連結六輪タンク機関車、六輪連結十輪アンダー機関車等ノ別ヲ記載スルコト番号
- 第十四条** 第十三条ノ二 車両ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ次ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ国土交通大臣ニ提出スペシ機関車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ関係図及階段ト乗降場トノ関係図ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲモ添付スベシ前項ノ場合ニ於テ確認ヲ受ケタル車両ニ係ル都道府県知事ニ提出スル申請書ニハ機関車ニ在リテハ重量、主要寸法（図面ヲ除ク）、制動機ノ種類及装置ヲ、客車及貨車ニ在リテハ車種、両数、自重、定員、定員一人ニ対スル客室面積、積載容積及荷重、最大寸法、固定輪軸距、制動機ノ種類及装置並内燃動車、電気機関車及電車ニ関スル事項ヲ記載スベシ

第十三条ノ三 前条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後車両ノ設計ノ変更（認可ヲ受ケタル設計ト同一設計ニ依ル車両ノ改造並客車及貨車ノ車種変更並吊革、網棚其ノ他客車、内燃動車及電車内設備ノ軽微ナル変更（次ニ掲タルモノヲ除ク）ノ認可ヲ申請セントスルトキハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲ具シ都道府県知事ニ提出スベシ但シ次ニ掲タル変更ニ関スル届出ヲ為サムトスルトキハ其ノ理由（第二号、第四号及第十四号ニ掲タル変更（集電装置ノ箇数ノ変更ヲ除ク）ニ在リテハ其ノ理由及図面ヲ具シ都道府県知事ニ之ヲ提出スベシ

一 定員又ハ定員一人ニ対スル客室面積ノ変更
二 トランクノ構造（軌条塗油器及輪縁塗油器ニ関スルモノニ限ル）ノ変更
三 非常灯ノ種類及箇数ノ変更
四 放送装置ノ電線接続ノ変更
五 形式称号及記号番号ノ変更
六 主要寸法中最大寸法ヲ縮小スル変更
七 連結器及緩衝器ノ種類ノ変更
八 空気圧縮機ノ種類及箇数ノ変更
九 発電機ノ種類、箇数及電圧ノ変更
十 蓄電池ノ種類、箇数、電圧及容量ノ変更
十一 牽引重量ノ変更
十二 自動戸閉装置ノ種類及箇数ノ変更
十三 歯車ノ比ノ変更
十四 集電装置ノ構造ノ変更及箇数ノ変更
十五 座席ノ配置位置ノ変更

前項但書ノ規定ニ依リ届書ヲ提出スル場合ニハ同時ニ其ノ副本ヲ所管地方運輸局長ニ提出ス

第十四条乃至第十六条 削除

第十七条 都道府県知事運輸開始認可申請書ヲ受付タルトキハ工事ヲ検査シ支障ナシト認メタル場

合ニ限り運輸開始ヲ認可スヘシ

第十八条ノ二 他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両（認可ヲ受ケタル車両ト同一設計ニ依ルモノヲ除ク）ノ運

転ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ次ノ書類及図面ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スベシ

一 運転セメントスル車両ノ属スル鉄道又ハ軌道名

二 該車両ノ車種、形式称号及記号番号

三 該車両ノ最大寸法ヲ示シタル端面図

四 輪軸距及車輪一对ノ軌条面最大圧力

五 車輪ト轍又トノ関係図

六 乗降場ト階段トノ関係図

七 運転セメントセル線路ノ軌条重量、枕木敷設最大間隔及枕木下面道床厚

八 該車両ニ依ル橋桁ノ最大応力ト所定動荷重ニ依ル橋桁ノ最大応力トノ比較表

旅客運賃ノ認可申請書ニハ料制ニ在リテハ一料当ノ運賃、区間制ニ在リテハ区間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃及運賃計算ノ方法ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ前項ノ申請書ニハ料制及区間制ニ在リテハ実測換算中心料程表（第四号様式）営業料程表（第五号様式）及旅客運賃表（第六号様式）ヲ添附スヘシ

第二十条 荷物運賃ノ認可申請書ニハ手荷物、荷物等ヲ区分別シ其ノ品種等級ニ依リ料制ニ在リテハ

一 杓当運賃、区間制ニ在リテハ区間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃並運賃計算ノ方法ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

荷物運賃ニ関シ別ニ営業料程ヲ制定セムトスルトキハ其ノ増加割合ヲ前項ノ申請書ニ記載シ其ノ計算方法ヲ附記シ荷物営業料程表（第七号様式）ヲ添附スヘシ

第二十一条 運輸ニ関スル料金（次項ニ規定スル料金ヲ除ク）ノ認可申請書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

軌道法第十二条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ハ次ノ通りトス

一 特別車両料金其ノ他ノ客車ノ特別ナル設備ノ利用ニ付テノ料金
二 特別急行料金、急行料金其ノ他ノ運送ノ速達性ヲ役務ノ基本トスル料金
三 座席指定料金其ノ他ノ座席ノ確保ニ係ル料金

四 利用者ノ円滑ナ移動及施設ノ利用ノ為ニ設ケラル設備ニ依ル安全且円滑ナ運送ノ確保ニ係ル料金

前項ニ規定スル料金ノ届書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

第二十二条 旅客運賃若ハ荷物運賃又ハ運輸ニ関スル料金（前条第二項ニ規定スル料金ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ提出スベシ

前項ノ旅客運賃又ハ荷物運賃ノ変更認可申請書ニハ変更後ニ於ケル収支予算書ヲ添附スベシ

前条第二項ニ規定スル料金ヲ変更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ届出ヅベシ

第二十三条 前条ノ認可申請書ハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

前項ノ旅客運賃又ハ荷物運賃ノ變更認可申請書ニハ変更後ニ於ケル収支予算書ヲ添附スベシ

第二十四条 軌道法第十二条第一項ノ規定ニ依ル旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金ノ中左ニ掲タルモノノ認可並同条第二項ノ規定ニ依ル届出ノ受理ハ所管地方運輸局長ニ委任ス

一年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ收入額又ハ収入予想額（鉄道事業ヲ兼営スル軌道

経営者ニ在リテハ鉄道事業ニ依ル年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ收入額又ハ収入予

想額ヲ加算シタル金額）百億円ヲ基準トシテ国土交通大臣ガ告示デ定ムル事業者ノ旅客運賃及

旅客運輸ニ関スル料金

二 前号ニ掲タルモノノ外、普通旅客運賃、定期旅客運賃其ノ他ノ旅客ニ係ル基本的運賃（軽微

ナルモノヲ除ク）ニ係ルモノ以外ノモノ

三 荷物運賃及荷物運輸ニ関スル料金

前項各号ニ掲タル運賃及運輸ニ関スル料金並第二十一条第二項各号ニ掲タル料金ニ関スル第十九条乃至第二十二条ノ規定ノ適用ニ付テハ第十九条乃至第二十二条中国土交通大臣トアルハ所管

地方運輸局長トス

第一項各号ニ掲タル運賃及運輸ニ関スル料金ニ関スル第十九条乃至第二十二条ノ認可申請書ニ付テハ第二十三条ノ規定ハ適用セズ

第二十五条 運転速度及度数ノ認可申請書ニハ運転速度及度数表（第八号様式）ヲ添付シ実施ノ月ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ提出スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタル後運転速度ノ増加又ハ最高許容度数ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ実施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ提出スベシ

定期ニ運転スル車両ノ発着時刻ノ設定又ハ変更ノ届出ヲ為サントスルトキハ発着時刻表（第八号様式ノ二）ヲ添付シ所管地方運輸局長ニ実施ノ月日ヲ提出スベシ

第二十六条 軌道法第十二条第三項ノ規定ニ依ル軌道ニ於ケル運賃及料金（第二十三条ノ二第一項各号ニ掲タル運賃及運輸ニ関スル料金ニ限ル）並ニ運転速度、度数及発着時刻ノ変更ノ命令

ハ所管地方運輸局長ニ委任ス

第二十七条 軌道法第十三条ノ規定ニ依ル帳簿、書類又ハ図面ニシテ国土交通大臣ニ提出スベシ

キモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

第一項各号ニ掲タル運賃及運輸ニ関スル料金ニ限ル

定期ニ運転スル車両ノ発着時刻ノ設定又ハ変更ノ届出ヲ為サントスルトキハ発着時刻表（第八号様式ノ二）ヲ添付シ所管地方運輸局長ニ実施ノ月日ヲ提出スベシ

第二十八条 軌道法第十二条第三項ノ規定ニ依ル軌道ニ於ケル運賃及料金（第二十三条ノ二第一項各号ニ掲タル運賃及運輸ニ関スル料金ニ限ル）並ニ運転速度、度数及発着時刻ノ変更ノ命令

ハ所管地方運輸局長ニ委任ス

第二十九条 軌道法第十五条第一項、第二十二条第一項、第二十二条ノ二及第二十六条第一項ノ申請書ニハ料制及区間制ニ在リテハ実測換算中心料程表（第四号様式）営業料程表（第五号様式）及旅客運賃表（第六号様式）ヲ添附スヘシ

項及第二十九条第一項ノ規定ニ依ル認可及許可並裁定申請書ニシテ国土交通大臣ニ提出スベキモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

第二十五条 軌道ノ譲渡又ハ事業ノ管理ノ委託若ハ受託ノ許可申請書ハ当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ書類ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 株主総会若ハ取締役会又ハ社員総会ノ議事及決議（書面ニ依ル決議ヲ含ム以下同ジ）ノ要領書、無限責任社員又ハ総社員ノ同意書ノ謄本

二 譲渡又ハ管理委託ニ関スル契約書ノ謄本

第二十六条 軌道ノ運転ノ管理ノ委託若ハ其ノ受託ノ許可申請書ハ当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ書類ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

二 関スル契約書ノ謄本ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

第二十七条 軌道ノ運転ノ管理ノ委託若ハ其ノ受託ノ許可申請書ハ当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ書類ヲ添附シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 株主総会又ハ社員総会ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ総社員ノ同意書ノ謄本

二 合併契約又ハ吸收分割契約若ハ新設分割計画ニ於テ定メタル事項ヲ記載シタル書類

三 合併比率説明書又ハ分割比率説明書

第二十八条 軌道ノ相続ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 氏名、住所及被相続人トノ統柄

二 被相続人ノ氏名及住所

三 相続開始ノ日

前項ノ申請書ニハ被相続人トノ統柄ヲ証スル書類及他ニ相続人在ル場合ニ在リテハ其ノ同意書ヲ添附スベシ

第二十九条 事業休止ノ許可申請書ハ其ノ理由ヲ具シ休止ノ年月日及期間ヲ記載シ之ヲ提出スベシ

二 添附スベシ

事業休止ノ許可申請書及会社解散ノ決議ノ認可申請書ニハ其ノ理由ヲ具シ株主総会若ハ取締役会又ハ社員総会ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ総社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附シ之ヲ提出スベシ

第二十九条 第二十五条、第二十六条及前条ノ株主総会ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ

一 発行済株式ノ総数

二 出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ数並其ノ議決権ノ数ト一致セザル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ニ付其ノ内容ヲ、定款ニ会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九条ト異ナル決議ノ定ヲ為シタル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ノ外ノ旨ヲモ附記スベシ

三 第二十五条及前条ノ取締役会ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ

一 取締役ノ員数

二 出席取締役ノ員数

三 第二十五条、第二十六条及前条ノ社員総会ノ議事及決議ノ要領書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ

一 資本ノ総額

二 出資口数ノ総数

三 社員ノ総数

四 出席社員及委任社員ノ総数

五 出席社員及委任社員ノ有スル出資口数並其ノ議決権ノ数

第三十条 車両ノ衝突若ハ火災其ノ他ノ車両ノ運転中ニ於ケル事故、軌道ニ依ル輸送ニ障害ヲ生ジタル事態、軌道ニ係ル電氣事故又ハ軌道施設ノ灾害デアリ告示ノ定ムルモノガ生ジタルトキハ遅滞ナク事故ノ種類、原因其ノ他ノ告示ノ定ムル事項ヲ届出スベシ

第三十一条 前条ニ定ムルモノノ外同条ノ告示ノ定ムル車両ノ運転中ニ於ケル事故ガ生ズル虞アル認メラル事態ガ生ジタルトキハ遅滞ナク事態ノ種類、原因其ノ他ノ告示ノ定ムル事項ヲ届出スベシ

第三十二条 他ノ陸上運送事業者ト連絡運輸若ハ直通運輸又ハ運賃協定其ノ他運輸ニ関スル協定ヲ為サムトスルトキハ所管地方運輸局長ニ之ヲ届出ゾベシ

連絡運輸又ハ直通運輸ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ契約書ノ謄本ヲ添附スベシ

一 連帶駅名

二 旅客及荷物ノ取扱方法

三 貨金割賦方法

四 共同停留場、倉庫等ニ関スル使用料其ノ他ノ事項

五 線路及車両ニ使用料及運賃料ニ関スル事項

六 運輸上ノ責任負担方法

第三十三条 運賃協定其ノ他運輸ニ関スル協定ノ届書ニハ協定書ノ謄本ヲ添附スベシ

前二項ノ規定ニ依リ届書ヲ提出スル場合ニハ同時ニ其ノ副本ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

第三十四条 刪除

第三十五条 軌道経営者ハ事業報告書ヲ毎事業年度経過後百日以内ニ、実績報告書ヲ毎事業年度経過後二月以内ニ調製シ国土交通大臣ニ之ヲ提出スベシ

第三十五条ノ二 軌道経営者ハ事務所毎ニ動力車操縦者資質管理報告書ヲ調製シ毎四半期経過後一月以内ニ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ

軌道経営者ハ次ノ各号ノ一二該当スルトキハ遅滞ナク異常運転等報告書ヲ調製シ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ

一 動力車操縦者ノ取扱誤リニ因ル虞アリト認メラルル第三十条ニ定ムル車両ノ運転中ニ於ケル事故デアリ乗客、乗務員等ニ死傷者ヲ生ジタルトキ

二 動力車操縦者ガ酒気ヲ帶ビタル状態又ハ薬物ノ影響ニ因リ正常ニ操縦スルコト能ハザル虞アル状態ニ於テ車両ガ運行サレタルトキ

三 特ニ異常ナル操縦ガナサレタルト認メラルルトキ

第三十六条 次ノ表ノ上欄ニ掲タル者同表ノ下欄ニ掲タルトキハ遅滞ナク国土交通大臣ニ之ヲ届出スベシ

会社ノ発起人ニシテ特許ヲ受ケタル者	発起人ノ加入又ハ脱退（死亡及除名ヲ含ム）アリタルトキ
軌道会社	役員ヲ変更シタルトキ

第三十七条 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の二乃至第三十七条ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス但シ同令第三十六条の二第三項中次の各号に掲げる鉄道事業者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日トアルハ軌道法第五条第一項の規定に基づく最初の工事施行の認可の申請日、同法第十一条第一項の規定に基づく最初の運転速度及び度数の認可の申請日、第十一条の規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書の記載事項の変更の認可の申請日、第十二条ノ二第一項若しくは第二項の規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書の記載事項の変更の届出日、第十三条ノ二第一項の規定に基づく最初の車両の設計の認可の申請日、第十三条ノ三第一項の規定に基づく最初の車両の設計の変更の認可の申請日又は同条第一項ただし書の規定に基づく最初の車両の変更の届出日のいずれか早い日ト同令第三十六条の八第一項第一号中法第十九条トアルハ第三十条ト同項第二号中法第十九条の二トアルハ第三十条ノ二ト同令第三十六条の十第三号中法第十九条及び法第十九条の二トアルハ第三十条及び第三十条ノ二トス

前項ノ場合ニ於テ届出書又ハ許可申請書ニシテ国土交通大臣ニ提出スベキモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

第三十八条 軌道法第十三条ノ規定ニ依ル監査又ハ同法第二十六条ニ於テ准用スル鉄道事業法第五十六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル立入、検査若ハ質問ヲ為シタル場合ニ於テ当該職員（国ノ職員ヲ除ク）ガ携帯スル其ノ身分ヲ示ス證明書ノ様式ハ告示デ定ムル

第三十九条 軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）又ハ本令ノ規定ニ依リ所管地方運輸局長又ハ都道府県知事ニ提出スル特許及認可申請書並届書ノ副本ニハ軌道法施行令又ハ本令ノ規定ニ依リ申請書又ハ届書ニ添付スベキ書類及図面ヲ添付スベシ

附 則

本令ハ軌道法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
從來為シタル処分・手続其ノ他ノ行為ハ本令中之レニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則

（昭和四年一二月二日内務・鉄道省令）

本令ハ昭和四年法律第六十一号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和五年六月三〇日内務・鉄道省令）抄

本令ハ昭和五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和一五年三月二六日内務・鉄道省令第一号）抄

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和一八年一一月一日運輸通信・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和二〇年五月一九日運輸・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和一八年一一月一日運輸通信・内務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和二〇年五月一九日運輸・内務省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

（昭和二七年七月一〇日運輸・建設省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和二七年七月一〇日運輸・建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和二七年七月一〇日運輸・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月二四日運輸省・建設省令第一号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にされている軌道法施行規則（以下「規則」という。）第六条第一項本文の規定による認可申請については、改正後の規則第六条第一項ただし書の規定による届出とみなす。
この省令の施行前にされた規則第十二条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定による申請に係る処分に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年六月二二日運輸省・建設省令第一号）
(経過措置)

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一〇月三一日運輸省・建設省令第二号）
(施行期日)

この省令は、昭和六十一年十一月一日から施行する。
この省令は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二七日運輸省・建設省令第一号）
(施行期日)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年四月二八日運輸省・建設省令第二号）
(施行期日)

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。
この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和四年四月三〇日運輸省・建設省令第一号）
(施行期日)

この省令は、昭和四年五月二十日から施行する。
この省令は、昭和四年五月二十日から施行する。

附 則（昭和四年七月一〇日運輸省・建設省令第三号）
(施行期日)

この省令は、昭和四年八月一日から施行する。
この省令は、昭和四年八月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二九日運輸省・建設省令第三号）
(施行期日)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。
この省令の施行前に改正前の軌道法施行規則第二十四条第一項の規定により度数の認可を受けていた軌道

経営者は、この省令の施行後最初に度数を変更しようとするときは、改正後の第八号様式を添付して所管地方運輸局長の認可を受けなければならない。

この省令は、平成四年五月二十日から施行する。

附 則（平成四年七月一〇日運輸省・建設省令第六号）
(施行期日)

この省令は、平成六年十月一日から施行する。
この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二三日運輸省・建設省令第一号）
(施行期日)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二六日運輸省・建設省令第一号）
(施行期日)

この省令は、平成八年三月二六日から施行する。
この省令は、平成八年三月二六日から施行する。

附 則（平成九年九月七日運輸省・建設省令第六号）
(施行期日)

この省令は、平成九年十月一日から施行する。
この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成六年九月七日運輸省・建設省令第六号）
(施行期日)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二六日運輸省・建設省令第一号）
(施行期日)

この省令は、平成七年三月二六日から施行する。
この省令は、平成七年三月二六日から施行する。

附 則（平成八年三月二六日運輸省・建設省令第五号）
(施行期日)

この省令は、平成八年三月二六日から施行する。
この省令は、平成八年三月二六日から施行する。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月二八日運輸省・建設省令第一八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成三年三月一五日国土交通省令第三七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
この省令は、平成十三年十月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同規則第一条に規定する事故、事態及び災害に関する報告について適用する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一八日国土交通省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一八日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、この省令の施行の際現に軌道事業を営む者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から三月以内に、安全管理規程の設定の届出並びに安全統括管理者の選任の届出及び運転管理者の選任の届出をするものとする。

2 この省令の施行の際現に軌道事業を営む者については、施行日から起算して五年を経過するまでの間は、この省令による改正後の軌道法施行規則第三十七条第一項において準用するこの省令による改正後の鉄道事業法施行規則（以下「新鉄道事業法施行規則」という。）第三十六条の五第一号中「十年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

附 則 (令和元年六月一八日国土交通省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年一二月二八日国土交通省令第八二号) 抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三〇日国土交通省令第一八号) 抄
(施行期日)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年三月一七日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一号様式 (昭和内鉄令・全改)

間接費概算書				
軌道				
項目	数量	単価	金額	摘要
測量及監督費	秆			
用地費	平方米			
土工費	立方米			
路面費	平方米			
橋梁構造費	米			
隧道費	米			
軌道費	秆			
停留場費	箇所			
車両費	箇			
諸建物費	秆			
通信線路費	秆			
電力線路費	秆			
発電所費	キロワット			
変電所費	キロワット			
総係費	秆			
予備費				
合計				
一秆當				

備考 用地費、土工費、橋梁構造費、隧道費及軌道費ニ在リテハ併用軌道及新設軌道ニ區別記載スヘシ

第二号様式 (昭5内鉄令・全改)

運輸事業収支概算書

第三号様式 (昭5内銘令・金改、昭45度量令3・一部改正)

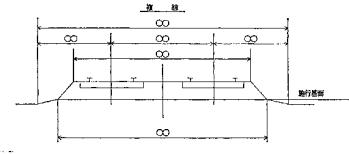
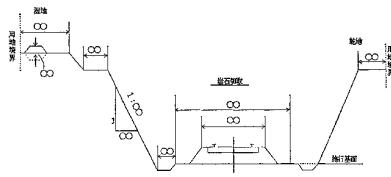
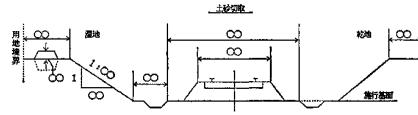
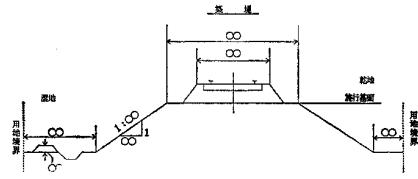
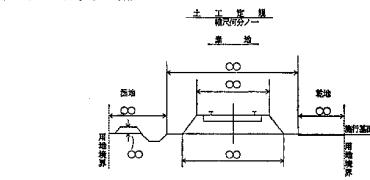
第三号樣式

階 切 道 "		諸建物費	"	枕 木	大 木	繩		予備費
土 留 石 塵 平方メートル		運 送 費	"	道 床	床 斤			合 計
路面費		被窓用具費	"	敷 敷	砂 " "			一 杆 当
鋪 紗 平方メートル		借用及境界	"	雜 費				
排水、設備 メートル		折價	"					
地下工作物整理 "		通信網路費	"					
階 切 工 平方メートル		電力網路費						
橋 梁 費		送 電 線 斤						
河 川 橋 梁 メートル		鐵 電 緿 "						
河 川 拼 橋 "		電 車 緿 "						
河 川 外 河 駕 所 "		電 立 柱 "						
隧道費		架 繩 材 料 "						
河 駕 道 メートル		木 鋼 鉄 " "						
何 駕 道 外 河 駕 所 "		電 氣 信 号 "						
軌 道 費		工 費 "						
軌 道 鋼 金 及 附 屬 品 斤		發電所費 キロワット						
軌 道 鋼 金 及 附 屬 品 斤		變電所費 シトウ	"					
軌 道 軸 及 軸 叉 组		總 保 費						

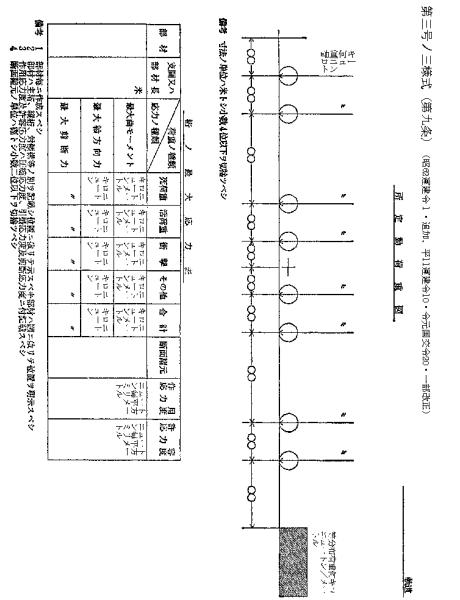
枕 木	大 木	繩	予備費
道 床	床 斤		合 計
敷 敷	砂 " "		一 杆 当

備考 建設資金出資ノ方法ヲ記載スベシ

第三号ノニ様式（第九条）（昭和運建令）・追加



参考：古墳時代の宮殿スケルトン



材質		實験		材質		實験	
材	質	材	質	材	質	材	質
許容軸方向引張応力度	ミリメートル毎平方	引 要強度	ミリメートル毎平方	引 要強度	ミリメートル毎平方	引 要強度	ミリメートル毎平方
許容軸方向圧縮応力度	"	降伏点応力度	"	引 強度	"	引 強度	"
許容曲引張応力度	"	許容引張応力度	"	引 強度	"	引 強度	"
許容曲圧縮応力度	"	引 強度	"	引 強度	"	引 強度	"
許容剪断応力度	"	引 強度	"	引 強度	"	引 強度	"
許容支圧応力度	"	引 強度	"	引 強度	"	引 強度	"
材質	實験	材質	實験	材質	實験	材質	實験
許容引張応力度	ミリメートル毎平方	引 強度	ミリメートル毎平方	引 強度	ミリメートル毎平方	引 強度	ミリメートル毎平方

設計圧縮強度 σ 25		設計圧縮強度 σ 26	
許容軸方向圧縮強度		許容軸方向圧縮強度	
許容曲げ強度		許容曲げ強度	
許容剪断応力度		許容引張応力度	
許容支圧応力度		許容縦引張応力度	
許容付着応力度		許容支圧応力度	
粗骨材ノ最大寸法		粗骨材ノ最大寸法	
水セメント比		水セメント比	
破壊二点スル安全度		破壊二点スル安全度	

第三号ノ四様式（第九条）

橋台、橋脚、基礎及桁ノ安定度表

2

第三号ノ四様式（第九条）（昭62運建令1・追加）
踏切道保安設備工事方法書

勅道

路 位	名 称				
	總 名				
	駅間及 種別				
切 度	道路ノ種別及 幅員			米	
	長			〃	
	交 角			度	
道 路 距 離	本線ノ單線、復線等ノ別				
	側 線 ノ 線 数				
	車両ノ見通 距離	線路ノ左側	起点寄	米	終点寄
制 御 方 式	線路ノ右側			終点寄	米
	上 り	始 動 点			
		終 止 点			
急 緩 行 進 別 別 有 無	下 り	始 動 点			
		終 止 点			
	上り				下り
路 位	手動	遮断桿開閉方式			
		接近警報装置			
	遮断方式				
切 度	自動 遮 断	基 数	線路ノ左側		
			道路ノ中央		
			道路ノ右側		
		右 側	道路ノ左側		
			道路ノ中央		
			道路ノ右側		

機	動作時間	予告時間	秒
	降下時間		"
	遮断桿ノ道路面上ノ高		米
踏	線路ノ左側	道路ノ左側	
	線路ノ右側	道路ノ右側	
	線路ノ左側	道路ノ左側	
	線路ノ右側	道路ノ右側	
	警音装置数	線路ノ左側	
		線路ノ右側	
	闪光灯数	線路ノ左側	
		線路ノ右側	
切	閃光ノ見通距離	線路ノ左側	米
		線路ノ右側	"
	最大	線路ノ左側	秒
	最小	線路ノ右側	"
	最大	線路ノ左側	"
	最小	線路ノ右側	"
	車両方向指示器数	線路ノ左側	
		線路ノ右側	

備考 1 車両ノ見通距離ハ軌道ノ中心ヨリ外側五メートル道路中心線上ニ於テ
一メートル又高カラ接近スル車両ヲ見通シ得ル最大距離ヲ記載スベシ
2 線路ノ左側又右側トノ組合せヨリ終点ニ向イテ左側又右側ヲ旨フ
3 制御方式ハ軌道回路(周波数ヲ記載スルコト)、電子トレッドル、
電磁トレッドル、踏切制御子、押印スイッチ等ノ別ヲ記載スベシ
4 遮断桿開閉方式ハ昇降式、翻木式等ノ別ヲ記載スベシ
5 接近警報装置ハ警音、警報灯等ノ別ヲ記載スベシ
6 遮断方式ハ全遮断、半遮断、別ヲ記載スベシ
7 闪光ノ見通距離ハ道路面上一メートル又高カラ闪光ヲ見通シ得ル最
大距離ヲ記載スベシ

第三号ノ五様式(第九条) (昭和運送令1・追加)

交通量調査表

軌道

調査年月日	
一日当りノ軌道交通量	
一日当りノ道路交通量	
一時間当りノ軌道交通量 が最大デアル時間並当該 時間ニ於ケル軌道交通量 及道路交通量	最大軌道交通量 道路交通量
一時間当りノ道路交通量 が最大デアル時間並当該 時間ニ於ケル道路交通量 及軌道交通量	最大道路交通量 軌道交通量

備考 1 軌道交通量ハ路切道ヲ通過スル車両(入換車両及鉄道ノ列車ヲ含ム)ノ数ヲ次表ノ換算率ニ依り換算シタル数値ヲ記載スベシ

種別	別	換算率
入換車両		0.5
総区間過済最高速度ガ毎時四十キロ以下ダ且長ガ三十 メートル以下デアル車両		0.7
其ノ他ノ車両		1.0

2 道路交通量ハ道路ヲ通過スル歩行者及車両ノ中路切道ヲ通過スルモ
ノ数ヲ次表ノ換算率ニ依り換算シタル数値ヲ記載スベシ

種別	換算率	種別	換算率
歩行者	1	三輪自動車	19
自転車	2	乗用二輪車	
軽自動車	4	二輪自動車 及二輪自転車 乗用二輪車	12
原動機付自転車及二輪自動車	8	其ノ他ノ 自動車	14

第三号ノ六様式ノ一 (第十三条ノ二) (昭62運連令1・追加)

主要材料表 (機関車)

軌道

名 称	材質	摘要	名 称	材質	摘要
ボイラー部			機械部		
ボイラ胴			ピストン		
内外火室各板			ピストン棒		
前後煙管板			クロスヘッド		
蒸気ドーム			同上ビン		
煙管			滑り棒		
各種控			連続棒		
ボイラ脚継手リベット			平行棒		
ボイラ脚継手目板			弁蓋		
			輪心		
			車軸		
			クラシックビン		
			組合機		
			台枠		
			端梁		
			ブレーキバリ		
			連結器		
			同上ビン		

第三号ノ六様式ノ二 (第十三条ノ二) (昭62運連令1・追加)

主要材料表 (客貨車)

軌道

車種 名 称	客車	緩急車	貨車	摘要
端梁				
横根大、縦根太、筋連根太				
長土台				
長桁				
柱類				
輪心				
車軸				
組合機				
ブレーキバリ				
連結器				
同上ビン				

第四号様式 (昭5内鉄令・金歌)

寒測換算中心杆程表

卷二

備考

第五号樣式

第六号樣式

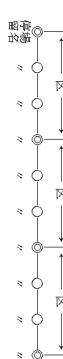
第五号様式 (昭5内鉄令・金改)

停留場名		新 橋	中 野	大 森	練 馬	町 田
停留場名	停留場名	0.9	2.6	5.1	6.8	
停留場名	停留場名	1.7	4.2	5.7		
停留場名	停留場名	2.5	4.0			
停留場名	停留場名	1.5				

備考
1. 営業所番号、小数点以下第一二位止メ第二位以テ四捨五入スル為之。又上記へシ。
2. 起点停留場ノ他「停留場番号」営業所番号ハ第四号様式所載各停留場ノ測量換算中心座標ヨリ起算停留場ノ測量換算中心座標ヲ。
3. 距離ノ表示法、半径ノ表示法相互通じ「営業所番号」営業所番号ヲ差引算出スルシ。
4. 支線・支線番号、母子車名等を組合せ「営業所番号」営業所番号ヲ差引算出スルシ。
ア)合計ノ距離記載スルヘン。

第六号様式 (昭5内)

備考
1. 運賃表ハ各等ニ別設スヘシ
2. 区間別運賃ニ在リテハ下ノ例示ニ依リ運賃区間ノ停留場名ヲ標示スヘシ



第八号様式ノ二

第八号機式 (明5 内蒙古 金城、平9 遼寧等3、一書改正) 車速度及度數表

第八号様式ノ二

免著時刻表

下		上		下		上	
※ 年 期	年 期	※ 年 期	年 期	※ 年 期	年 期	※ 年 期	年 期
1 月 始	3 月 中	21 日 後	5 月 始	黑 牛	白 牛	區 別	黑 牛
11.20						種	
24							0.9
—							1.7
25							
—							2.6
23							
—							5.1
—							
49							1.5
47							
48							6.6
—							
55							2.1
12.03							
16							8.7
15							
14							2.4
—							
13.7							11.1
—							
22							2.6
23							
—							16.1
—							

備考

2. 保留場名ハ一連番号ニ於ケル平均速度十六件以下トキハ各保留場名ヲ、十六件超ヌトキハ各保留場名ヲ記載ス。

3. 速度及度数ハ乗客、急行又ハ普通車、及混合等ニ就キ、各別ニ記載スヘン。

4. 運賃分母ハ停車分母ヲ除キ単位二枚(同一区間)運賃分母分母ニ又ハトキハ、最小時間分母ヘ記載スヘン。

- 料金ハ總て營業料程ヲ以テ記載スヘシ
 2. 符号ヲ以テ車両運行ノ種別ヲ示ストキハ關外ニ其ノ凡例（例示印ハ不定期車両ノ如キ）ヲ記載スヘシ

軌道

-
3. 時刻上上限ヲ著、下限ヲ発（上リ車両ノ其ノ反対）トスヘシ
 4. 通過時間ハ強調シミヲ記載シ著時刻、段ニ——ヲ記入ズヘシ
 5. 車両行進ヲ為ス證明約ニハ×印附スヘシ
 6. 停留時間一分未満の場合ニハ著載共同一時分ヲ記載シ「○」ノハ強調約何秒前ニ到着スルモノトス」ト記載スヘシ
 7. 支綱時刻ハ別ニ記載スヘシ
 8. 等駅停車分ヲ以テ運転スル場合ニ在リテハ最初ノ上丁各一箇車両ノ発着時刻ヲ明記シ（開閉時分ヲ異ニスル毎ニ各別ニ）其他、車両ノ全運転次記載ヲ各駅スルコトヲ得
 9. 本表ハ各運転系統ニ依ケル始發終着時刻及停車時分ヲ記載シ（或シヘタ運転系統図ヲ添付スルコト）之ニ代フシトヲ得
-